

森林の整備・保全

1. 目標及び現状

(1) 目標

現行の地球温暖化対策推進大綱においては、森林経営による吸収量として1,300万炭素トン（基準年総排出比量約3.9%程度）を確保することを目標としている。

(2) 現状

「平成10年度から平成14年度の森林整備水準で今後も推移した場合には、確保できる吸収量は3.1%になると見込まれている。また、平成16年度の予算規模は、経済対策として補正予算が措置されていた平成10年度から平成14年度と比べて縮小していることから、この水準で今後推移した場合には、3.1%を更に下回るものと見込まれる（予算規模等から推計すると2.6%程度となる見込み。）」

※別紙参考資料参照

2. 手法及び課題

大綱で目標とされた森林吸収量を確保するためには、森林吸収量の算定対象となる京都議定書の3条4項に規定される適切な森林経営（持続可能な方法で森林の生態学的（生物多様性を含む）、経済的、社会的機能を十分に発揮する管理と利用のための一連の行為）を進めることが必要であり、特に、我が国の約1,160万haの育成林全てにおいて、適正な整備・保全が行われることにより、京都議定書3条4項の森林経営と認められることが、1,300万炭素トン（基準年総排出量比約3.9%）程度を確保する上で不可欠となっている。

一方、我が国の森林・林業を巡る状況は、木材価格の低迷等による林業採算性の悪化により、森林整備事業等による国からの補助がなければ適正な造林、間伐等の整備を実施することが困難な状況となっており、例えば、平成14年の私有林の人工造林実績では、補助に頼らずに自力で行っている者は1割程度でしかない。（現下の林業を巡る厳しい状況からすると、この自力による取組を増大させることは容易ではない。）

以上から、第一約束期間において森林吸収量として1,300万炭素トン（3.9%）程度を確保するためには、財政措置が必要である。

「森林経営が行われている森林」：

- ① 1990年以降、植栽、下刈、除伐・間伐等の適切な森林施業が行われている森林
- ② 法令等に基づき伐採・転用規制等の保護・保全措置がとられている森林

（環境省・林野庁 吸収源対策合同検討委員会）

※森林の整備に係る費用は、そのほとんどが人件費であることから、事業のコスト縮減が非常

に難しい分野であるが、現在、平成15年度に作成した「林野公共事業コスト構造改革プログラム」に基づき、事業便益の早期発現や将来の維持管理費の縮減を加えた総合コスト縮減率について、5年間で15%のコスト縮減を目指すなどの取組を進めてきている。このようなコスト縮減を見込んでも、予算を増やさずに3.9%の森林吸収目標（森林吸収量の目標1,300万炭素トン程度）を達成できる森林整備水準を確保することは困難である。

3. 既存、既に予定されている支援制度

平成17年度地球温暖化対策推進大綱関係予算(案)に登録されている林野庁の予算のうち、温室効果ガスの削減・吸収に直接的に効果があるものと分類される額は、約1,585億円。

4. 社会全体でかかる費用及び追加的に必要となる財源

我が国の育成林全てが京都議定書に基づく吸収量算定対象となるために必要な植栽、間伐等の森林整備量から、事業費計で年間約2,000億円が追加的に必要。(補助負担の割合が現行の枠組みと同じものを想定すると、国費約1,200億円、地方公共団体負担金約500億円。)

※別紙参考資料参照